



2026年8月12日

各位

会社名 株式会社 梅の花グループ
代表者名 代表取締役社長COO 鬼塚 崇裕
(コード:7604 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部長 牛島 広利
(TEL 0942-38-3440)

社外取締役を除く取締役を対象とする 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,500株
(3) 処分価額	1株につき891円
(4) 処分総額	6,682,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	・当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名 7,200株 ・当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）1名 300株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年1月9日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績及び企業価値の更なる向上を図るとともに、株主の皆様との価値共有をより一層推し進めることを目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年3月25日開催の臨時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額25百万円以内、監査等委員である取締役に対して年額2百万円以内を支給すること、及び本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年29,000株以内、監査等委員である取締役について年2,300株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により当社普通株式を発行又は処分する場合の1株当たりの払込金額は、株式の割当に関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として、対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対し、金銭報酬債権合計6,682,500円、普通株式7,500株を付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を2026年8月28日から、各対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役6名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026年8月28日から、各対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日まで。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。

（3）死亡退任時の取扱い

対象取締役が死亡により退任又は退職した場合には、対象取締役の相続人が保有する本割当株式の全部について、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除します。

（4）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が役務提供期間中に当社グループの役職員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（当該退任又は退職と同時に当社グループの役職員のいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡による場合を除きます。）、退任又は退職の理由その他の事情に応じ、取締役会の決議により、本割当株式の全部又は在任期間に応じた一部を当社が無償で取得します。

（5）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（4）に定める時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されます。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得します。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である対象取締役に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である1株当たり891円としております。これは、取締役会決議日の直前営業日における市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、本取締役会の前日である2026年8月11日が祝日であるため、本自己株式処分に係る処分価額は、2026年8月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基礎としております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が25%未満であり、かつ支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上